



賃貸人さま向け

レジデンス家賃保証のご利用にあたって

お問合せ先

USEN
TRUST

U-NEXT
HOLDINGS

株式会社USEN TRUST エージェントサポートデスク



0120-981-054

受付
時間

10:00～18:00

年末年始を除く

この度は、「レジデンス家賃保証」をご利用いただき誠にありがとうございます。

レジデンス家賃保証ご利用にあたってのご案内となりますので、ご確認いただきますようお願ひいたします。

ご契約時のお手続き

保証委託契約書 兼 保証契約書(保証会社提出用)1部にご記入のうえ、取扱店(不動産会社)さまへお返しください。

お返しいたたく分の収入印紙は弊社にて貼付します。

「賃貸人さま控え」の1部を賃貸人さまにて保管ください。

保証委託契約書 兼 保証契約書(記入例)

電子契約について（クラウドサイン）

クラウドサイン(support@cloudsign.jp)より、ご入力いただいた
賃貸人さまのメールアドレス宛に電子署名確認メールが届きますので、
メール内の「書類を確認する」ボタンをクリックし締結を完了してください。
締結済契約書は、締結完了時にメールが送信されますので、
速やかにデータ保管していただきますようお願いいたします

なお、電子締結における契約書上には印影の表示はございません。

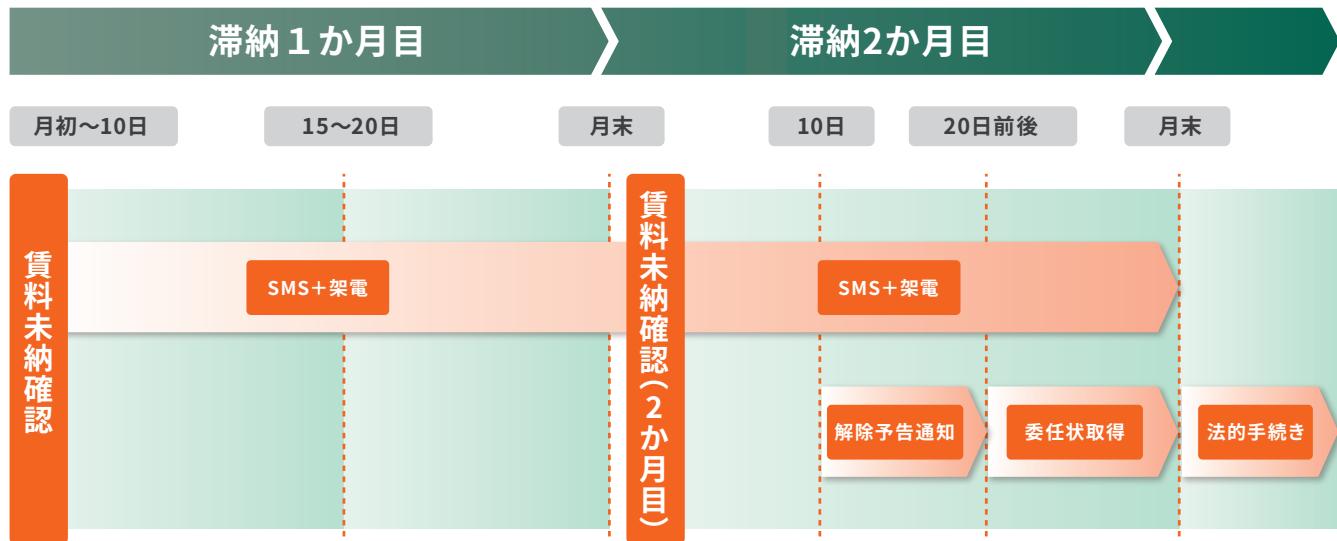
※印影表示がなくとも、電子契約の効力には影響はございません。



賃料の求償権行使について

賃料が振替不能だったもの(送金は実施)については、弊社から賃借人さまに対して求償権の行使(未納賃料の督促)を行います。2か月滞納になった場合の物件については、弁護士名による解除予告通知～法的手続きに入ります。

※2か月目の未納が発生しなかった場合は、1か月目のフローを継続します。



賃料未納を確認次第、賃借人さまの携帯電話番号に対してショートメッセージを送り、
弊社までご連絡いただくよう促します。未納確認タイミングは、以下のとおりです。

法的手手続きについて

解除予告通知発送後、入金がない場合、賃貸借契約解除の手続きに移行します。

弁護士への委任状を作成するにあたり、賃貸人さまにて

依頼確認書にご署名・ご捺印いただき、賃貸借契約書の写しのご用意をお願いいたします。

解除通知書が送達されない場合は、明渡訴訟に移行いたします。送達されたにも関わらず賃借人さまが退去しなかった場合、

不法占有で明渡訴訟に移行します。改めて、賃貸人さまにて訴訟委任状のご署名・ご捺印と、賃貸借契約書の原本のご用意をお願いいたします。

※法的手手続きは、弊社の提携弁護士にて対応いたします。

※任意退去や合意解約した場合は明渡訴訟は行わない、取り下げことがあります。

保証限度額について

保証限度額

月額賃料等の
24か月分
相当

賃料等 *1

- ・月額賃料
- ・共益費
- ・変動費
- ・更新料
- ・駐車場代
- ・その他固定費

原状回復費用 *2

残置物処理費用

建物明渡訴訟費用

早期解約違約金 *3 *4

解約予告違約金 *3 *5

*1 賃料等とは賃貸借契約書に明記された賃料等になります。

*2 原状回復費用は月額賃料等の6か月分を限度に保証いたします。賃借人さまから同意が取れない場合も月額賃料等の3か月分を限度に保証いたします。

*3 早期解約違約金・解約予告違約金は、それぞれ月額賃料等の2か月分を限度額とします。

*4 早期解約違約金とは、原契約に基づく早期解約義務違反により生じる違約金・損害金を指します。

*5 解約予告違約金とは、原契約に基づく解約予告通知義務違反により生じる違約金・損害金を指します。

自動付帯サービス | 居室内事故補償

レジデンス家賃保証をご契約中の居室内で、もしもの事故（入居者さまの自死・犯罪死・孤独死）が発生した際の損害を補償いたします。

補償の種類	家賃の補償				その他の補償			
	事故発生物件		隣接住戸物件		再発防止費用	事故見舞金	原状回復費用	事故対応費用
	空室家賃	値引家賃	空室家賃	値引家賃				
約定支払限度期間	事故発見日から12か月以内		事故発見日から6か月以内		事故発見日から12か月以内			
支払限度額	月額家賃の 50%	月額家賃 値引き額の 50%	月額家賃の 50%	月額家賃 値引き額の 50%	10万円	10万円	50万円	10万円

※ 支払限度額の月額家賃とは月額でかかる家賃となり、管理費・変動費などのその他項目は含まれません。

※ 居室内事故補償はレジデンス家賃保証のすべてのご契約に自動で付帯されます。
別途費用は発生しません。

※ 居室内事故補償は損害保険ジャパン株式会社の「賃借人事故対応費用保険」のサービスです。
※ 原状回復費用の中に、残置物撤去費用も含まれます。

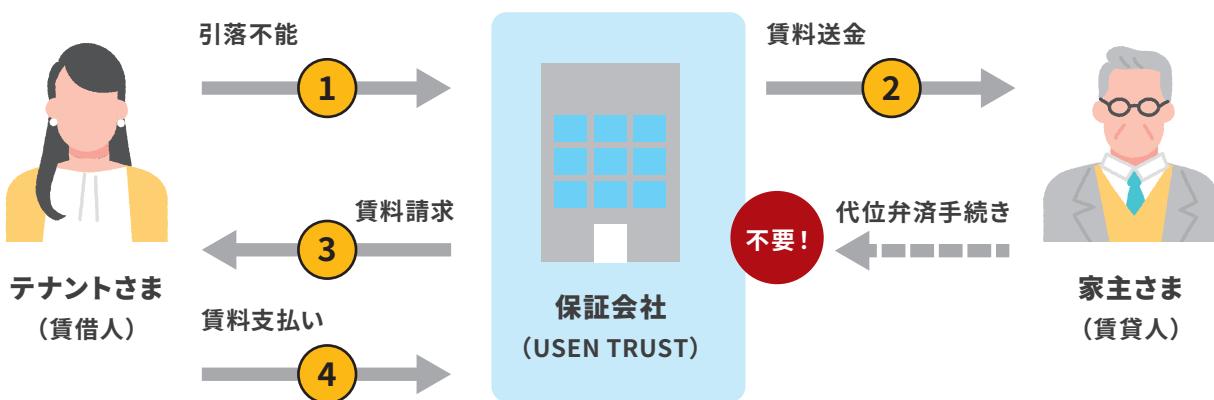
損害保険事故発生時の連絡先
損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター
0120-727-110
※24時間365日受付(通話料無料)

月額賃料等の保証

月額賃料等は口座振替で、振替結果に関わらずご指定口座に送金しますので、都度代位弁済請求をしていただく必要はありません。毎月27日に口座振替を行い、28日には引落結果に関わらず、請求した賃料全額が入金されます。

送金明細書をご希望の場合は、下記QRコードからご申請いただきますと、メールにて送金明細書をご送付いたします。

※ 27日および28日が土日祝の場合、翌営業日に引落しと送金をおこないます。



▼送金明細送信申込フォーム



URL:<https://ug-web.jp/soukin/form/>

送金時の通帳記帳名称

カ)ユウセントラスト

※ レジデンス家賃保証の家賃の支払は、口座振替になります。代位弁済のお手続きは不要です。
※ 家賃の口座振替は、株式会社アプラスの収納代行サービスです。

月額賃料等以外の保証

1 賃借人さま負担分の原状回復費用

賃借人さまが本物件を明渡退去した場合の専有部分の原状回復費用のうち、費用負担に関し賃借人さまが同意した部分を**月額賃料等の6か月分を上限**として保証いたします。賃借人さまから同意が取れない場合も月額賃料等の3か月分を限度に保証いたします。

保証の流れ

「代位弁済請求書(退去精算用)」をご記入のうえ、弊社までお送りください。
その際は、費用負担に関して賃借人さまの同意が確認できる清算書と賃貸借契約書の写しを併せてご提出ください。
なお、退去日の翌日から60日を過ぎたご請求はお受けできません。

2 明渡による残置物撤去費用

明渡において専有部内に残置物がある場合、撤去費用の鑑定業者を弊社にて手配します。
ただし、物件内に設置された造作物の処理費用は保証対象となりません。

保証の流れ

「代位弁済請求書(退去精算用)」をご記入のうえ、弊社までお送りください。
その際は、費用負担に関して賃借人さまの同意が確認できる清算書と賃貸借契約書の写しを併せてご提出ください。
弊社が手配した業者にて鑑定いたします。なお、退去日の翌日から60日を過ぎたご請求はお受けできません。

3 賃借人さま起因による早期解約違約金・解約予告違約金

賃貸借契約に早期解約違約金・解約予告違約金の項目が明記されており、賃借人さま自らが退去する場合に限ります。ただし、**月額賃料等の2か月分を上限**とします。

保証の流れ

代位弁済請求書(退去精算用)をご記入のうえ、弊社までお送りください。その際は、賃貸借契約書の写しを併せてご提出ください。
なお、退去日の翌日から60日を過ぎたご請求はお受けできません。

4 滞納を原因とした建物明渡訴訟費用および弁護士費用

建物明渡訴訟費用・強制執行費用および弁護士費用を保証します。また、賃貸人さまを原告とした上記訴訟申立てに関しては、弊社の指定する弁護士に委任していただくこととなります。

保証の流れ

賃貸人さまからの委任状を受け、弊社の提携弁護士に委任いたします。
生じた費用を弊社にて支払を行うことで、保証の実行となります。万一、保証上限額を超える場合は、超過分のお支払について賃貸人さまへご連絡いたします。

※1～3の費用は、賃借人さまの退去時に敷金より充当していただくことになりますが、敷金で充当できないときには直接賃借人さまに当該費用のご請求をしていただきます。

ご請求した期日までに入金の確認ができない場合に保証対象となります。

※3の早期解約違約金とは、原契約に基づく早期解約違反により生じる違約金・損害金を指します。

※3の解約予告違約金とは、原契約に基づく解約予告通知義務違反により生じる違約金・損害金を指します。

※4の費用は弊社が弁護士事務所に直接支払いをすることで保証いたします。

保証契約の解約について

保証契約が解約となる場合は、「解約連絡票」にてお早めに弊社までお知らせください。

解約連絡が遅くなりますと事前に賃料送金の停止手続きが必要となり、手続きが間に合わない場合は賃料の送金が発生し、ご返金いただく述べますのでご注意ください。